

3. 参考情報

3.1 参考情報一覧

採点基準で参照または紹介されている文献・法律などの一覧を以下に示す。

情報の名称	発行元など	参照元の評価項目
日本住宅性能表示基準	住宅の品質確保の促進等に関する法律	Q _H 1.1.1.1 断熱等性能の確保 Q _H 1.2.1 化学汚染物質の対策 Q _H 1.2.3 犯罪に備える Q _H 1.3.1 昼光の利用 Q _H 1.4. 静かさ Q _H 2.1.1. 躯体 Q _H 2.1.4 自然災害に備える Q _H 2.1.5.1 火災に耐える構造 Q _H 2.1.5.2 火災の早期感知 Q _H 2.2.1. 維持管理のしやすさ Q _H 2.3.2 バリアフリー対応 LR _H 1.1.1 躯体と設備による省エネ
蒸暑地版 自立循環型住宅への設計ガイドライン	一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構(IBEK)	Q _H 1.1.1.2 日射の調整機能 Q _H 1.1.2.1 風を取り込み、熱気を逃がす
旧センチュリーハウジング認定基準	一般財団法人 ベターリビング	Q _H 1.1.2 外装材 Q _H 1.1.3 屋根材、陸屋根
建築のライフサイクルエネルギー産出プログラムマニュアル	独立行政法人 建築研究所	Q _H 1.1.2 外装材 Q _H 1.1.3 屋根材、陸屋根
内線規程資料 3605-1,3545-2	一般社団法人 日本電気協会	Q _H 2.2.1 維持管理のしやすさ
事業場等の緑化の手引き	神奈川県平塚市	Q _H 3.2.1 敷地内の緑化
低炭素住宅認定基準	都市の低炭素化の促進に関する法律	LR _H 1.2.1 節水型設備 LR _H 1.2.2 雨水の利用 LR _H 1.3.2 エネルギーの管理と制御
生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言	日本緑化工学会	LR _H 3.2.2 既存の自然環境の保全

3.2 評価のための参考資料

採点基準で参照されている情報のうち、下記の情報を掲載する。

	情報の名称	ページ
参考資料1	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年、国土交通省告示第265号)別表 10	197
参考資料2	「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」(平成26年経済産業省・国土交通省告示第5号)に基づく算定方法に関連して示された「断熱性能等判断資料」の区分(オ)相当の断熱区分別の熱貫流率、断熱材の熱抵抗値、及び断熱仕様例一覧表	204
参考資料3	環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成28年2月2日変更閣議決定)より抜粋	211
参考資料4	ライフサイクル CO ₂ 評価のための「標準モデル住宅」	223

(参考資料1)建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年、国土交通省告示第265号)別表10

地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、伊達市(旧大滝村に限る。)、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、むかわ町(旧穂別町に限る。)、日高町(旧日高町に限る。)、平取町、新ひだか町(旧静内町に限る。)、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
2	北海道	札幌市、函館市(旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村、旧南茅部町に限る。)、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市(旧伊達市に限る。)、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、歌志内市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美瑛市、北広島市、留萌市、八雲町(旧八雲町に限る。)、森町、せたな町(旧瀬棚町に限る。)、日高町(旧門別町に限る。)、洞爺湖町、むかわ町(旧鶴川町に限る。)、安平町、新ひだか町(旧三石町に限る。)、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町
	青森県	十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町
	岩手県	久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
3	北海道	函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧大成町、旧北檜山町に限る。)、島牧村、寿都町
	青森県	青森市(旧浪岡町に限る。)、弘前市、八戸市、平川市、黒石市、五所川原市、十和田市(旧十和田市に限る。)、三沢市、むつ市、つがる市、西目屋村、藤崎町、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、鯉ヶ沢町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、鶴田町、野辺地町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、七戸町(旧天間林村に限る。)、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、南部町、階上町、新郷村
	岩手県	盛岡市、宮古市(旧新里村、旧川井村に限る。)、奥州市、花巻市、北上市、久慈市(旧久慈市に限る。)、遠野市、二戸市、一関市(旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村、旧川崎村に限る。)、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、洋野町、野田村、九戸村、一戸町
	宮城県	栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)
	秋田県	秋田市(旧河辺町に限る。)、能代市(旧二ツ井町に限る。)、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、鹿角市、由利本荘市(旧東由利町に限る。)、仙北市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村、三種町(旧琴丘町に限る。)、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村
	山形県	米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
	福島県	会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限る。)、喜多方市(旧喜多方市、旧熱塩加納村、旧山都町、旧高郷村に限る。)、田村市(旧滝根町、旧大越町、旧常葉町、旧船引町に限る。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村
	栃木県	日光市(旧日光市、旧足尾町、旧栗山村、旧藤原町に限る。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)
	群馬県	沼田市(旧白沢村、旧利根村に限る。)、長野原町、嬬恋村、草津町、中之条町(旧六合村に限る。)、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る。)
	新潟県	十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町
	山梨県	富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町

Part III CASBEE-戸建(新築)の解説・資料

		(旧河口湖町に限る。)
	長野県	長野市(旧豊野町、旧戸隠村、旧鬼無里村に限る。)、松本市(旧波田町、旧奈川村、旧安曇村、旧梓川村に限る。)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧伊那市、旧高遠町に限る。)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
	岐阜県	高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村
4	青森県	青森市(旧青森市に限る。)、深浦町
	岩手県	宮古市(旧宮古市、旧田老町に限る。)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、陸前高田市、釜石市、平泉町
	宮城県	仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、栗原市(旧築館町、旧若柳町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧金成町、旧志波姫町に限る。)、登米市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市(旧秋田市、旧雄和町に限る。)、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市(旧本荘市、旧矢島町、旧岩城町、旧由利町、旧西目町、旧鳥海町、旧大内町に限る。)、潟上市、にかほ市、三種町(旧山本町、旧八竜町に限る。)、八峰町、大潟村
	山形県	山形市、鶴岡市(旧鶴岡市、旧藤島町、旧羽黒町、旧櫛引町、旧温海町に限る。)、酒田市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、庄内町、三川町、遊佐町
	福島県	福島市、会津若松市(旧会津若松市、旧北会津村に限る。)、郡山市、白河市(旧白河市、旧表郷村、旧東村に限る。)、須賀川市(旧須賀川市、旧岩瀬村に限る。)、相馬市、南相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、喜多方市(旧塩川町に限る。)、田村市(旧都路村に限る。)、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町、浪江町、葛尾村、新地町
	茨城県	土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る。)、笠間市(旧岩間町に限る。)、筑西市(旧下館市、旧明野町、旧協和町に限る。)、かすみがうら市(旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市(旧小川町、旧美野里町に限る。)、大子町
	栃木県	日光市(旧今市市に限る。)、大田原市、矢板市、那須塩原市(旧黒磯市、旧西那須野町に限る。)、塩谷町、さくら市(旧喜連川町に限る。)、那珂川町、那須町
	群馬県	高崎市(旧倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町(旧中之条町に限る。)、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧月夜野町、旧新治村に限る。)
	埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)
	東京都	奥多摩町
	新潟県	長岡市(旧長岡市、旧栃尾市、旧越路町、旧山古志村、旧川口町、旧小国町に限る。)、三条市(旧下田村に限る。)、小千谷市、加茂市、十日町市(旧十日町市、旧川西町、旧松代町、旧松之山町に限る。)、妙高市、五泉市、阿賀野市(旧安田町、旧水原町に限る。)、魚沼市(旧堀之内町、旧小出町、旧湯之谷村、旧広神村、旧守門村に限る。)、村上市(旧朝日村に限る。)、南魚沼市、柏崎市(旧高柳町に限る。)、上越市(旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村、旧中郷村、旧板倉町、旧清里村に限る。)、田上町、阿賀町、湯沢町、関川村
	富山県	富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
	石川県	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
	福井県	大野市(旧和泉村に限る。)
	山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、北杜市(旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町、旧武川村に限る。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町(旧勝山村、旧足和田村に限る。)、小菅村、丹波山村
	長野県	長野市(旧長野市、旧信州新町、旧大岡村、旧中条村に限る。)、松本市(旧松本市、旧四賀村に限る。)、上田市(旧上田市、旧丸子町に限る。)、岡谷市、飯田市、諏訪市、安曇野市、千曲市(旧上山田町、旧戸倉町に限る。)、中野市(旧豊田村に限る。)、伊那市(旧長谷村に限る。)、青木村、下諏訪町、飯島町、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村(旧阿智村に限る。)、根羽村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、南木曾町、王滝村、大桑村、筑北村、麻績村、生坂村、坂城町、小川村、栄村

	岐阜県	中津川市(旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。)、恵那市(旧串原村、旧上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧高鷲村、旧明宝村、旧和良村に限る。)、下呂市(旧萩原町、旧小坂町、旧下呂町、旧馬瀬村に限る。)、東白川村
	愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)
	兵庫県	養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧村岡町、旧美方町に限る。)
	奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村
	和歌山県	かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町
	鳥取県	倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町
	島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧羽須美村、旧瑞穂町に限る。)
	岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧北房町、旧勝山町、旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、鏡野町(旧富村、旧奥津町、旧上齋原村に限る。)
	広島県	府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧甲奴町、旧君田村、旧布野村、旧作木村、旧吉舎町、旧三良坂町に限る。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧筒賀村、旧戸河内町に限る。)、北広島町(旧芸北町、旧大朝町、旧千代田町に限る。)、世羅町(旧甲山町、旧世羅町に限る。)、神石高原町
	徳島県	三好市(旧東祖谷山村に限る。)
	高知県	いの町(旧本川村に限る。)
5	福島県	いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町
	茨城県	水戸市、かすみがうら市(旧霞ヶ浦町に限る。)、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市(旧笠間市、旧友部町に限る。)、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市(旧玉里村に限る。)、常総市、常陸太田市、常陸大宮市(旧御前山村、旧大宮町、旧山方町、旧緒川村に限る。)、筑西市(旧関城町に限る。)、土浦市(旧土浦市に限る。)、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町
	栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町
	群馬県	前橋市、みどり市(旧笠懸町、旧大間々町に限る。)、安中市(旧安中市に限る。)、伊勢崎市、館林市、桐生市(旧桐生市、旧新里村に限る。)、高崎市(旧高崎市、旧榛名町、旧箕郷町、旧群馬町、旧新町、旧吉井町に限る。)、渋川市(旧渋川市、旧北橋村、旧子持村、旧伊香保町に限る。)、太田市、藤岡市、富岡市、甘楽町、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市(旧大里村、旧江南町、旧妻沼町に限る。)、幸手市、行田市(旧行田市に限る。)、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市(旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町(旧小鹿野町に限る。)、長瀨町、東秩父村、宮代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町
	千葉県	野田市、香取市(旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里町、栄町、神崎町
	東京都	八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村
	神奈川県	秦野市、相模原市(旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町に限る。)、南足柄市、開成町、山北町、松田町、大井町、清川村
	新潟県	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条市(旧三条市、旧栄町に限る。)、柏崎市(旧柏崎市、旧西山町に限る。)、新発田市、見附市、村上市(旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧山北町に限る。)、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
	富山県	富山市(旧富山市、旧八尾町、旧婦中町、旧山田村に限る。)、高岡市、黒部市(旧黒部市に限る。)、射水市、砺波市、南砺市(旧城端町、旧井波町、旧井口村、旧福野町、旧福光町に限る。)、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町

Part III CASBEE-戸建(新築)の解説・資料

石川県	かほく市、加賀市、七尾市、能美市、白山市(旧鶴来町、旧河内村、旧鳥越村に限る。)、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町、志賀町、宝達志水町、中能登町、能登町
福井県	福井市(旧福井市、旧美山町に限る。)、あわら市、おおい町、越前市、坂井市、鯖江市、勝山市、小浜市、高浜町、大野市(旧大野市に限る。)、越前町(旧朝日町、旧宮崎村に限る。)、南越前町(旧南条町、旧今庄町に限る。)、池田町、永平寺町、若狭町
山梨県	甲府市(旧甲府市、旧中道町に限る。)、山梨市(旧山梨市、旧牧丘町に限る。)、甲州市、甲斐市、上野原市、中央市、笛吹市(旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。)、南アルプス市、北杜市(旧明野村に限る。)、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村、市川三郷町、身延町、南部町(旧南部町に限る。)
長野県	阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村
岐阜県	山県市、恵那市(旧恵那市、旧岩村町、旧山岡町、旧明智町に限る。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、郡上市(旧美並村に限る。)、下呂市(旧金山町に限る。)、中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村に限る。)、関市、可児市、多治見市、大垣市(上石津町に限る。)、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、揖斐川町(旧谷汲村、旧春日村、旧久瀬村、旧藤橋村、旧坂内村に限る。)
静岡県	浜松市(旧水窪町に限る。)、御殿場市、小山町、川根本町
愛知県	豊田市(旧豊田市、旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町に限る。)、設楽町、豊根村、東栄町
三重県	伊賀市、亀山市(旧関町に限る。)、松阪市(旧飯南町、旧飯高町に限る。)、津市(旧美杉村に限る。)、名張市
滋賀県	大津市(旧志賀町に限る。)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、菟王町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府	京都市(旧京北町に限る。)、京丹後市(旧大宮町、旧久美浜町に限る。)、南丹市、福知山市、木津川市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、与謝野町
大阪府	堺市(旧美原町に限る。)、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫県	姫路市(旧夢前町、旧香寺町、旧安富町に限る。)、豊岡市(旧豊岡市、旧城崎町、旧日高町、旧出石町、旧但東町に限る。)、養父市(旧八鹿町、旧養父町、旧大屋町に限る。)、たつの市(旧龍野市、旧新宮町に限る。)、丹波市、朝来市、加東市、三木市(旧吉川町に限る。)、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	奈良市(旧奈良市、旧月ヶ瀬村に限る。)、宇陀市(旧大宇陀町、旧菟田野町、旧榛原町に限る。)、葛城市、五條市(旧五條市、旧西吉野村に限る。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	橋本市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町に限る。)、かつらぎ町(旧かつらぎ町に限る。)、有田川町(旧清水町に限る。)、九度山町
鳥取県	鳥取市(旧国府町、旧河原町、旧用瀬町、旧佐治村、旧鹿野町に限る。)、倉吉市(旧倉吉市に限る。)、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町
島根県	松江市(旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。)、出雲市(旧佐田町に限る。)、安来市、江津市(旧桜江町に限る。)、浜田市(旧金城町、旧旭町、旧弥栄村に限る。)、雲南市、益田市(旧美都町、旧匹見町に限る。)、美郷町(旧邑智町に限る。)、邑南町(旧石見町に限る。)、吉賀町、津和野町、川本町
岡山県	岡山市(旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町に限る。)、備前市、美作市、井原市、高梁市(旧高梁市、旧有漢町、旧成羽町、旧川上町に限る。)、真庭市(旧落合町、旧久世町に限る。)、赤磐市、津山市(旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町(旧鏡野町に限る。)、和気町
広島県	広島市(旧湯来町に限る。)、三原市(旧大和町、旧久井町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町に限る。)、安芸高田市(旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。)、東広島市(旧東広島市、旧福富町、旧豊栄町、旧河内町に限る。)、尾道市(旧御調町に限る。)、府中市(旧府中市に限る。)、福山市(旧神辺町、旧新市町に限る。)、安芸太田町(旧加計町に限る。)、北広島町(旧豊平町に限る。)、世羅町(旧世羅西町に限る。)
山口県	山口市(旧阿東町に限る。)、下関市(旧豊田町に限る。)、岩国市(旧岩国市、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町に限る。)、周南市(旧鹿野町に限る。)

		る。)、萩市(旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。)、美祢市
	徳島県	三好市(旧三野町、旧池田町、旧山城町、旧井川町、旧西祖谷山村に限る。)、美馬市(旧木屋平村に限る。)、東みよし町、那賀町(旧木沢村、旧木頭村に限る。)、つるぎ町(旧半田町、旧一字村に限る。)
	愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、西予市(旧城川町に限る。)、大洲市(旧河辺村に限る。)、砥部町(旧広田村に限る。)、内子町、久万高原町、鬼北町
	高知県	いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町、津野町(旧東津野村に限る。)、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町
	福岡県	八女市(旧矢部村に限る。)
	長崎県	雲仙市(旧小浜町に限る。)
	熊本県	阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町
	大分県	大分市(旧野津原町に限る。)、宇佐市(旧院内町、旧安心院町に限る。)、杵築市(旧山香町に限る。)、佐伯市(旧宇目町に限る。)、竹田市、日田市(旧前津江村、旧中津江村、旧上津江村、旧大山町、旧天瀬町に限る。)、豊後大野市(旧緒方町、旧朝地町に限る。)、由布市(旧庄内町、旧湯布院町に限る。)、日出町、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
6	茨城県	鹿嶋市、神栖市(旧神栖町に限る。)、潮来市
	群馬県	千代田町
	埼玉県	越谷市、吉川市、熊谷市(旧熊谷市に限る。)、戸田市、行田市(旧南河原村に限る。)、三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町
	千葉県	千葉市、いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市(旧小見川町、旧山田町、旧栗源町に限る。)、山武市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、横芝光町
	東京都	東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市
	神奈川県	横浜市、川崎市、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、座間市、三浦市、小田原市、逗子市、相模原市(旧相模原市に限る。)、藤沢市、平塚市、寒川町、愛川町、葉山町、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町
	石川県	金沢市、白山市(旧松任市、旧美川町に限る。)、野々市市
	福井県	福井市(旧越前村、旧清水町に限る。)、敦賀市、美浜町、越前町(旧越前町、旧織田町に限る。)、南越前町(旧河野村に限る。)
	山梨県	南部町(旧富沢町に限る。)
	岐阜県	岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市(旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市、大垣市(旧大垣市、旧墨俣町に限る。)、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町、揖斐川町(旧揖斐川町に限る。)
	静岡県	静岡市、伊豆の国市、伊豆市、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市(旧浜松市、旧天竜市、旧浜北市、旧春野町、旧龍山村、旧佐久間町、旧舞阪町、旧雄踏町、旧細江町、旧引佐町、旧三ヶ日町に限る。)、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町、西伊豆町(旧賀茂村に限る。)
	愛知県	名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、みよし市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三重県	津市(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。)、いなべ市、伊勢市、亀山市(旧亀山市に限る。)、熊野市(旧紀和町に限る。)、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市(旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町に限る。)、鈴鹿市、鳥羽市、多気町、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町
	滋賀県	大津市(旧大津市に限る。)
	京都府	京都市(旧京都市に限る。)、京丹後市(旧峰山町、旧網野町、旧丹後町、旧弥栄町に限る。)、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町
	大阪府	大阪市、堺市(旧堺市に限る。)、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

Part III CASBEE-戸建(新築)の解説・資料

兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市(旧姫路市、旧家島町に限る。)、たつの市(旧揖保川町、旧御津町に限る。)、三木市(旧三木市に限る。)、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市(旧竹野町に限る。)、香美町(旧香住町に限る。)、稲美町、播磨町、太子町
和歌山県	和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市(旧熊野川町に限る。)、田辺市(旧田辺市、旧中辺路町、旧大塔村に限る。)、みなべ町、日高川町、有田川町(旧吉備町、旧金屋町に限る。)、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村
鳥取県	鳥取市(旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。)、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町
島根県	松江市(旧松江市、旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧宍道町、旧八束町に限る。)、出雲市(旧出雲市、旧平田市、旧斐川町、旧多伎町、旧湖陵町、旧大社町に限る。)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町に限る。)、大田市、益田市(旧益田市に限る。)、江津市(旧江津市に限る。)、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
岡山県	岡山市(旧岡山市、旧灘崎町に限る。)、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町
広島県	広島市(旧広島市に限る。)、呉市、江田島市、三原市(旧三原市、旧本郷町に限る。)、大竹市、竹原市、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。)、廿日市市(旧廿日市市、旧大野町、旧宮島町に限る。)、尾道市(旧尾道市、旧因島市、旧瀬戸田町、旧向島町に限る。)、福山市(旧福山市、旧内海町、旧沼隈町に限る。)、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町
山口県	山口市(旧山口市、旧徳地町、旧秋穂町、旧小郡町、旧阿知須町に限る。)、宇布市、下関市(旧菊川町、旧豊浦町、旧豊北町に限る。)、岩国市(旧由宇町に限る。)、光市、山陽小野田市、周南市(旧徳山市、旧新南陽市、旧熊毛町に限る。)、周防大島町、長門市、萩市(旧萩市、旧田万川町、旧須佐町、旧福栄村に限る。)、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市(旧脇町、旧美馬町、旧穴吹町に限る。)、那賀町(旧鷲敷町、旧相生町、旧上那賀町に限る。)、つるぎ町(旧貞光町に限る。)、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
香川県	全ての市町
愛媛県	松山市、新居浜市(旧新居浜市に限る。)、今治市、西条市、西予市(旧三瓶町、旧明浜町、旧宇和町、旧野村町に限る。)、大洲市(旧大洲市、旧長浜町、旧肱川町に限る。)、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市(旧宇和島市、旧吉田町、旧三間町に限る。)、砥部町(旧砥部町に限る。)、上島町、伊方町(旧伊方町に限る。)、松前町、松野町
高知県	高知市(旧鏡村、旧土佐山村に限る。)、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町(旧葉山村に限る。)、黒潮町(旧佐賀町に限る。)、佐川町、日高村
福岡県	福岡市(東区、西区、早良区に限る。)、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市(旧八女市、旧黒木町、旧上陽町、旧立花町、旧星野村に限る。)、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、築上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町
佐賀県	全ての市町
長崎県	壱岐市、雲仙市(旧国見町、旧瑞穂町、旧吾妻町、旧愛野町、旧千々石町、旧南串山町に限る。)、松浦市、対馬市、島原市(旧有明町に限る。)、南島原市(旧加津佐町に限る。)、諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
熊本県	熊本市、合志市、山鹿市、天草市(旧五和町、旧有明町に限る。)、上天草市(旧松島町に限る。)、宇城市(旧不知火町、旧松橋町、旧小川町、旧豊野町に限る。)、菊池市、玉名市、八代市(旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。)、人吉市、荒尾市、宇土市、美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
大分県	大分市(旧大分市、旧佐賀関町に限る。)、宇佐市(旧宇佐市に限る。)、臼杵市、杵築市(旧杵築市、旧大田村に限る。)、国東市、佐伯市(旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。)、中津市、日田市(旧日田市に限る。)、豊後高田市、豊後大野市(旧三重町、旧清川村、旧大野町、旧千歳村、旧犬飼町に限る。)、由布市(旧挾間町に限る。)、別府市、津久見市、姫島村
宮崎県	都城市(旧都城市、旧山田町、旧高崎町に限る。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市

		(旧小林市、旧須木村に限る。)、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町
	鹿児島県	伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町
7	茨城県	神栖市(旧波崎町に限る。)
	千葉県	銚子市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
	静岡県	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る。)
	三重県	尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町
	和歌山県	御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
	山口県	下関市(旧下関市に限る。)
	徳島県	牟岐町、美波町、海陽町
	愛媛県	宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧瀬戸町、旧三崎町に限る。)、愛南町
	高知県	高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る。)
	福岡県	福岡市(博多区、中央区、南区、城南区に限る。)
	長崎県	長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧口之津町、旧南有馬町、旧北有馬町、旧西有家町、旧有家町、旧布津町、旧深江町に限る。)、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
	熊本県	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧大矢野町、旧姫戸町、旧龍ヶ岳町に限る。)、宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧本渡市、旧牛深市、旧御所浦町、旧倉岳町、旧栖本町、旧新和町、旧天草町、旧河浦町に限る。)、芦北町、津奈木町
	大分県	佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)
	宮崎県	宮崎市、延岡市(旧延岡市、旧北川町、旧北浦町に限る。)、日南市、日向市、串間市、西都市、都城市(旧山之口町、旧高城町に限る。)、小林市(旧野尻町に限る。)、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町、三股町
	鹿児島県	鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、枕崎市、いちき串木野市、阿久根市、奄美市、出水市、指宿市、南さつま市、霧島市(旧国分市、旧溝辺町、旧隼人町、旧福山町に限る。)、西之表市、垂水市、南九州市、日置市、始良市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、奄美市、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、長島町
8	沖縄県	全ての市町村
備考この表に掲げる区域は、平成27年4月1日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。		

(参考資料2)「特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準」(平成26年経済産業省・国土交通省告示第5号)に基づく算定方法に関連して示された「断熱性能等判断資料」の区分(オ)相当の断熱区分別の熱貫流率、断熱材の熱抵抗値

表 1.1 木造(在来軸組構法) 1～3地域

区分記号		1, 2地域		3地域			
断熱性能区分		1.4 以下		1.4 以下			
		躯体強化型	開口部強化型	躯体強化型	開口部強化型		
熱貫流率 [W/m ² K]	屋根又は天井		0.17	0.17	0.17	0.17	
	壁		0.26	0.26	0.26	0.26	
	床		0.27	0.27	0.27	0.39	
	土間床等 の外周	外気に接する部分	0.37	0.37	0.37	0.37	
		その他の部分	0.53	0.53	0.53	0.53	
	開口部(窓、玄関ドア)		1.9	1.6	1.9	1.6	
断熱材の 熱抵抗値 [m ² K/W]	屋根又は 天井	屋根	充填断熱	6.6	6.6	6.6	6.6
			外張断熱	5.7	5.7	5.7	5.7
		天井	5.7	5.7	5.7	5.7	
	壁	充填断熱	4.1(充填+外張)		4.1(充填+外張)		
		外張断熱	4.1(充填+外張)		4.1(充填+外張)		
	床		4.2	4.2	4.2	2.9	
	土間床等 の外周	外気に接する部分	3.5	3.5	3.5	3.5	
		その他の部分	1.2	1.2	1.2	1.2	

表 1.2 木造(在来軸組構法) 4～6地域

区分記号		4地域		5, 6地域			
断熱性能区分		1.9 以下		1.9 以下			
		躯体強化型	開口部強化型	躯体強化型	開口部強化型		
熱貫流率 [W/m ² K]	屋根又は天井		0.17	0.24	0.17	0.24	
	壁		0.35	0.43	0.35	0.43	
	床		0.39	0.34	0.39	0.39	
	土間床等 の外周	外気に接する部分	0.37	0.53	0.37	0.53	
		その他の部分	0.53	0.76	0.53	0.76	
	開口部(窓、玄関ドア)		2.91	2.33	2.91	2.33	
断熱材の 熱抵抗値 [m ² K/W]	屋根又は 天井	屋根	充填断熱	6.6	4.6	6.6	4.6
			外張断熱	5.7	4.0	5.7	4.0
		天井	5.7	4.0	5.7	4.0	
	壁	充填断熱	3.3	2.6	3.3	2.6	
		外張断熱	2.9	2.2	2.9	2.2	
	床		2.9	2.9	2.9	2.9	
	土間床等 の外周	外気に接する部分	3.5	1.7	3.5	1.7	
		その他の部分	1.2	0.5	1.2	0.5	

表 1.3 木造(在来軸組構法) 7、8地域

区分記号			7地域		8地域	
断熱性能区分			1.9 以下		3.7 以下 (注)所定の日射遮蔽措置を 施すこと	
			躯体強化型	開口部強化型		
熱貫流率 [W/m ² K]	屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	
	壁		0.35	0.43	0.53	
	床		0.39	0.39		
	土間床等 の外周	外気に接する部分	0.37	0.53		
		その他の部分	0.53	0.76		
	開口部(窓、玄関ドア)		2.91	2.33	6.51(η 値強化)	
断熱材の 熱抵抗値 [m ² K/W]	屋根又は 天井	屋根	充填断熱	6.6	4.6	4.6
			外張断熱	5.7	4.0	4.0
		天井	5.7	4.0	4.0	
	壁		充填断熱	3.3	2.6	2.2
			外張断熱	2.9	2.2	1.7
	床		2.9	2.9		
	土間床等 の外周	外気に接する部分	3.5	1.7		
		その他の部分	1.2	0.5		

表 2.1 木造(枠組壁構法) 1~3地域

区分記号			1, 2地域		3地域		
断熱性能区分			1.4 以下		1.4 以下		
			躯体強化型	開口部強化型	躯体強化型	開口部強化型	
熱貫流率 [W/m ² K]	屋根又は天井		0.17	0.17	0.17	0.17	
	壁		0.26	0.26	0.26	0.26	
	床		0.27	0.34	0.27	0.34	
	土間床等 の外周	外気に接する部分	0.37	0.37	0.37	0.37	
		その他の部分	0.53	0.53	0.53	0.53	
	開口部(窓、玄関ドア)		1.9	1.6	1.9	1.6	
断熱材の 熱抵抗値 [m ² K/W]	屋根又は 天井	屋根	充填断熱	6.6	6.6	6.6	6.6
			外張断熱	5.7	5.7	5.7	5.7
		天井	5.7	5.7	5.7	5.7	
	壁	充填断熱	4.8(充填+外張)		4.8(充填+外張)		
		外張断熱	4.8(充填+外張)		4.8(充填+外張)		
	床		4.2	3.3	4.2	3.3	
	土間床等 の外周	外気に接する部分	3.5	3.5	3.5	3.5	
		その他の部分	1.2	1.2	1.2	1.2	

表 2.2 木造(枠組壁構法) 4~6地域

区分記号			4地域		5, 6地域		
断熱性能区分			1.9 以下		1.9 以下		
			躯体強化型	開口部強化型	躯体強化型	開口部強化型	
熱貫流率 [W/m ² K]	屋根又は天井		0.17	0.24	0.17	0.24	
	壁		0.35	0.43	0.35	0.43	
	床		0.39	0.39	0.39	0.39	
	土間床等 の外周	外気に接する部分	0.37	0.53	0.37	0.53	
		その他の部分	0.53	0.76	0.53	0.76	
	開口部(窓、玄関ドア)		2.91	2.33	2.91	2.33	
断熱材の 熱抵抗値 [m ² K/W]	屋根又は 天井	屋根	充填断熱	6.6	4.6	6.6	4.6
			外張断熱	5.7	4.0	5.7	4.0
		天井	5.7	4.0	5.7	4.0	
	壁	充填断熱	3.6	3.0	3.6	3.0	
		外張断熱	2.9	2.2	2.9	2.2	
	床		2.9	2.9	2.9	2.9	
	土間床等 の外周	外気に接する部分	3.5	1.7	3.5	1.7	
		その他の部分	1.2	0.5	1.2	0.5	

表 2.3 木造(枠組壁構法) 7、8地域

区分記号			7地域		8地域	
断熱性能区分			1.9 以下		3.7 以下 (注)所定の日射遮蔽措置 を施すこと	
			躯体強化型	開口部強化型		
熱貫流率 [W/m ² K]	屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	
	壁		0.35	0.43	0.53	
	床		0.39	0.39		
	土間床等 の外周	外気に接する部分	0.37	0.53		
		その他の部分	0.53	0.76		
	開口部(窓、玄関ドア)		2.91	2.33	6.51(η 値強化)	
断熱材の 熱抵抗値 [m ² K/W]	屋根又は 天井	屋根	充填断熱	6.6	4.6	4.6
			外張断熱	5.7	4.0	4.0
		天井	5.7	4.0	4.0	
	壁		充填断熱	3.6	3.0	2.3
			外張断熱	2.9	2.2	1.7
	床		2.9	2.9		
	土間床等 の外周	外気に接する部分	3.5	1.7		
		その他の部分	1.2	0.5		

Part III CASBEE-戸建(新築)の解説・資料

表 3.1 鉄骨造 1、2地域

区分記号		1, 2地域						
断熱性能区分		1.4 以下						
		躯体強化型/開口部強化型						
熱貫流率 [W/㎡K]	屋根又は天井		0.17					
	壁		0.26					
	床		0.27/0.34					
	土間床等 の外周	外気に接する部分	0.37					
		その他の部分	0.53					
開口部(窓、玄関ドア)		1.9/1.6						
断熱材の 熱抵抗値 [㎡K/W]	屋根又は 天井	屋根 外張断熱	5.7					
		天井	5.7					
	壁 (外張・内 張断熱工 法以外)	外装材 R 値→	外装材 R ≥ 0.56		0.15 ≤ 外装材 R < 0.56		外装材 R < 0.15	
		一般部の熱橋有無→	熱橋なし	熱橋あり	熱橋なし	熱橋あり	熱橋なし	熱橋あり
		一般壁部	3.00	4.28	3.42	4.28	4.09	4.28
		断熱 補強	鉄骨柱、鉄骨梁部	4.25				
		一般壁部の熱橋廻り		1.42		1.78		2.14
	壁(外張・内張断熱工法)		4.0					
	床 ※木造在来充填断熱		4.2/3.3					
	土間床等 の外周	外気に接する部分	3.5					
その他の部分		1.2						

表 3.2 鉄骨造 3地域

区分記号		3地域						
断熱性能区分		1.4 以下						
		躯体強化型/開口部強化型						
熱貫流率 [W/㎡K]	屋根又は天井		0.17					
	壁		0.26					
	床		0.27/0.34					
	土間床等 の外周	外気に接する部分	0.37					
		その他の部分	0.53					
開口部(窓、玄関ドア)		1.9/1.6						
断熱材の 熱抵抗値 [㎡K/W]	屋根又は 天井	屋根 外張断熱	5.7					
		天井	5.7					
	壁 (外張・内 張断熱工 法以外)	外装材 R 値→	外装材 R ≥ 0.56		0.15 ≤ 外装材 R < 0.56		外装材 R < 0.15	
		一般部の熱橋有無→	熱橋なし	熱橋あり	熱橋なし	熱橋あり	熱橋なし	熱橋あり
		一般壁部	3.00	4.28	3.42	4.28	4.09	4.28
		断熱 補強	鉄骨柱、鉄骨梁部	4.25				
		一般壁部の熱橋廻り		1.42		1.78		2.14
	壁(外張・内張断熱工法)		4.0					
	床 ※木造在来充填断熱		4.2/3.3					
	土間床等 の外周	外気に接する部分	3.5					
その他の部分		1.2						

表 3.3 鉄骨造 4～7地域(躯体強化型)

区分記号		4, 5, 6, 7地域						
断熱性能区分		1.9 以下						
		躯体強化型						
熱貫流率 [W/㎡K]	屋根又は天井		0.17					
	壁		0.35					
	床		0.34					
	土間床等 の外周	外気に接する部分	0.37					
		その他の部分	0.53					
開口部(窓、玄関ドア)		2.91						
断熱材の 熱抵抗値 [㎡K/W]	屋根又は 天井	屋根 外張断熱	5.7					
		天井	5.7					
	壁 (外張・内 張断熱工 法以外)	外装材 R 値→	外装材 R \geq 0.56		0.15 \leq 外装材 R $<$ 0.56		外装材 R $<$ 0.15	
		一般部の熱橋有無→	熱橋なし	熱橋あり	熱橋なし	熱橋あり	熱橋なし	熱橋あり
		一般壁部	2.12	3.57	2.43	3.57	3.00	3.57
		断熱 補強	鉄骨柱、鉄骨梁部	1.91				
		一般壁部の熱橋廻り		0.72		1.08		1.43
	壁(外張・内張断熱工法)		2.9					
	床 ※木造在来充填断熱		3.3					
	土間床等 の外周	外気に接する部分	3.5					
その他の部分		1.2						

表 3.4 鉄骨造 4～7地域(開口部強化型)

区分記号		4, 5, 6, 7地域						
断熱性能区分		1.9 以下						
		開口部強化型						
熱貫流率 [W/㎡K]	屋根又は天井		0.24					
	壁		0.45					
	床		0.34					
	土間床等 の外周	外気に接する部分	0.53					
		その他の部分	0.76					
開口部(窓、玄関ドア)		2.33						
断熱材の 熱抵抗値 [㎡K/W]	屋根又は 天井	屋根 外張断熱	4.0					
		天井	4.0					
	壁 (外張・内 張断熱工 法以外)	外装材 R 値→	外装材 R \geq 0.56		0.15 \leq 外装材 R $<$ 0.56		外装材 R $<$ 0.15	
		一般部の熱橋有無→	熱橋なし	熱橋あり	熱橋なし	熱橋あり	熱橋なし	熱橋あり
		一般壁部	1.39	2.63	1.81	2.63	2.40	2.63
		断熱 補強	鉄骨柱、鉄骨梁部	1.27				
		一般壁部の熱橋廻り		0.35		0.58		0.89
	壁(外張・内張断熱工法)		2.0					
	床 ※木造在来充填断熱		3.3					
	土間床等 の外周	外気に接する部分	1.7					
その他の部分		0.5						

Part III CASBEE-戸建(新築)の解説・資料

表 3.5 鉄骨造 8地域

区分記号		8地域						
断熱性能区分		3.7 以下						
熱貫流率 [W/m ² K]	屋根又は天井		0.24					
	壁		0.53					
	床							
	土間床等 の外周	外気に接する部分						
		その他の部分						
開口部(窓、玄関ドア)		6.51						
断熱材の 熱抵抗値 [m ² K/W]	屋根又は 天井	屋根 外張断熱	4.0					
		天井	4.0					
	壁 (外張・内 張断熱工 法以外)	外装材 R 値→	外装材 R ≥ 0.56		0.15 ≤ 外装材 R < 0.56		外装材 R < 0.15	
		一般部の熱橋有無→	熱橋なし	熱橋あり	熱橋なし	熱橋あり	熱橋なし	熱橋あり
		一般壁部	1.08	2.22	1.47	2.22	1.72	2.22
		断熱 補強	鉄骨柱、鉄骨梁部	0.08		0.31		0.63
		一般壁部の熱橋廻り		0.33		0.50		0.72
	壁(外張・内張断熱工法)		1.7					
	床 ※木造在来充填断熱							
	土間床等 の外周	外気に接する部分						
その他の部分								

(参考資料3)環境物品等の調達に関する基本方針(平成30年2月9日変更閣議決定)より抜粋

19. 公共工事

(1)品目及び判断の基準等

公共工事	<p>【判断の基準】</p> <p>○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材(材料及び機材を含む。)、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○資材(材料及び機材を含む。)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注)義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2)目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表1 資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達品目名	分類	品目名		品目ごとの判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	表2
			土工用水砕スラグ	
			銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
			フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッケルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
			電気炉酸化スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
			鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
			中温化アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライアッシュセメント	
		セメント	エコセメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
		鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
		塗料	下塗用塗料(重防食)	
			低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
			高日射反射率塗料	
		防水	高日射反射率防水	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	
園芸資材	パークたい肥			
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)			
道路照明	LED 道路照明			
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック			
タイル	セラミックタイル			
建具	断熱サッシ・ドア			

Part III CASBEE-戸建(新築)の解説・資料

	製材等	製材 集成材 合板 単板積層材 直交集成材	
	フローリング	フローリング	
	再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	
	木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	
	ビニル系床材	ビニル系床材	
	断熱材	断熱材	
	照明機器	照明制御システム	
	変圧器	変圧器	
	空調用機器	吸収冷水機 水蓄熱式空調機器 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 送風機 ポンプ	
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	衛生器具	自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器 洋風便器	
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠 合板型枠	
建設機械	—	排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械	表3
工法	建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	表4
	建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	
	舗装(表層)	路上表層再生工法	
	舗装(路盤)	路上再生路盤工法	
	法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
目的物	舗装	排水性舗装	表5
		透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 ①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)及び土壤の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)を満たすこと。
	土工用水砕スラグ	【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	【判断の基準】 ○ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	【判断の基準】 ○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂(海砂、山砂)の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考)「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。
--------------	--------------	-------------------------------------------------------------------------------

備考)「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	銅スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。
--------------	--------	---------------------------------------------------------------------------

備考)「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	【判断の基準】 ○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
--------------	------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考)「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。

備考)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)に適合する資材は、本基準を満たす。

Part III CASBEE-戸建(新築)の解説・資料

アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30°C程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。
-----------	--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

備考)「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
-----	------------	-----------------------------------------------------------------------------------

備考)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
-----	-------	-----------------------------------------------------

小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ①間伐材(林地残材・小径木等の再生資源を含む。)であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ○林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
-------	-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考)間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであつて、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
--------	--------	------------------------------------------------------

備考)「高炉セメント」については、JIS R 5211で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

混合セメント	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであつて、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
--------	-------------	-------------------------------------------------------------

備考)「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。

セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであつて、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。
------	--------	-----------------------------------------------------------------------------

備考)1 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。
2 「エコセメント」については、JIS R 5214に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
------------------	-----------	------------------------------------------------------------

備考)1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。
2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371(プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様B-1 平板)で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

鉄鋼スラグ水固化体	鉄鋼スラグブロック	【判断の基準】 ○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>種類</th> </tr> <tr> <td>転炉スラグ(銑鉄予備処理スラグを含む)</td> </tr> <tr> <td>電気炉酸化スラグ</td> </tr> </table> 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	種類	転炉スラグ(銑鉄予備処理スラグを含む)	電気炉酸化スラグ
種類					
転炉スラグ(銑鉄予備処理スラグを含む)					
電気炉酸化スラグ					
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 ○吹付けコンクリートであつて、1m ³ 当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。			
塗料	下塗用塗料(重防食)	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。			

低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。
高日射反射率塗料	【判断の基準】 ①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。

備考)1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。

2 近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。

3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675に適合する資材は、本基準を満たす。

表 近赤外波長域日射反射率

明度L*値	近赤外波長域日射反射率(%)
40.0 以下	40.0
40.0 を超え 80.0 未満	明度L*値の値
80.0 以上	80.0

防水	高日射反射率防水	【判断の基準】 ○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。
----	----------	-----------------------------------------

備考)1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。

2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602に準じる。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成されたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③土壌の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日環境庁告示第46号)の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="13">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂(キラ)</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラゲ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラゲ</td> </tr> <tr> <td>鑄物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。)</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラゲ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラゲ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂(キラ)	鉄鋼スラゲ	非鉄スラゲ	鑄物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。)	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラゲ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラゲ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																								
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																								
無機珪砂(キラ)																									
鉄鋼スラゲ																									
非鉄スラゲ																									
鑄物砂																									
陶磁器屑																									
石炭灰																									
建材廃材																									
廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。)																									
製紙スラッジ																									
アルミスラッジ																									
磨き砂汚泥																									
石材屑																									
都市ごみ焼却灰	溶融スラゲ化																								
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラゲ化																								
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																								
湖沼等の汚泥																									

Part III CASBEE-戸建(新築)の解説・資料

再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの)が用いられたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="598 459 1369 573"> <tr> <td>再生材料の原料となるものの分類区分</td> <td>前処理方法</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td></td> </tr> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法						
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化						
下水道汚泥							

備考)判断の基準③については、JIS A 5031(一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材)に定める基準による。

園芸資材	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率(乾物) 70%以上 ・炭素窒素比[C/N比] 35以下 ・陽イオン交換容量[CEC](乾物) 70meq/100g以上 ・pH 5.5~7.5 ・水分 55~65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量[N](現物) 0.5%以上 ・りん酸全量[P205](現物) 0.2%以上 ・加里全量[K2O](現物) 0.1%以上
下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比(脱水汚泥ベース)25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率(乾物) 35%以上 ・炭素窒素比[C/N比] 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量[N](現物) 0.8%以上 ・りん酸全量[P205](現物) 1.0%以上 ・アルカリ分(現物) 15%以下(ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。)

備考)1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。

2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)に適合するもの。

道路照明	<p>LED 道路照明</p> <p>【判断の基準】</p> <p>○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表1に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。</p> <p>②トンネル照明器具(基本照明)である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表2に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。</p> <p>③トンネル照明器具(入口照明)である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。</p>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 備考) 1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測定方法)及び JIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測定方法—第2部:LED モジュール及びLED ライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式の LED モジュールの寿命及び同一形式の LED モジュール用制御装置の寿命の残存率が 50%となる時間の平均値をいう。
- なお、「LED モジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させた LED モジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値(LED モジュールの規定光束)の 80%未満になった時点(不点灯とみなす)までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LED モジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LED モジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表1 道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力	
連続照明	a	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	125 VA	
	b	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	c	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	180 VA	
	d	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し		
	e	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格	175 VA	
	f	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	95 VA	
	g	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	h	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	125 VA	
	i	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し		
	j	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格	120 VA	
	k	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り	70 VA	
	ℓ	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し		
歩道照明	—	平均路面照度 5 lx	20 VA	
	—	平均路面照度 10 lx	40 VA	
局部照明	m	十字路(2車線×2車線)20 lx	160 VA	
	n	十字路(2車線×2車線)15 lx	125 VA	
	o	十字路(2車線×2車線)10 lx	95 VA	
	p	十字路(4車線×2車線)20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	q	十字路(4車線×2車線)15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	q'	十字路(4車線×2車線)10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	r	十字路(4車線×4車線)20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	s	十字路(4車線×4車線)15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	t	十字路(6車線×4車線)20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	u	十字路(6車線×4車線)15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	—	T字路(2車線×2車線) 20 lx	95 VA	
	—	T字路(2車線×2車線) 15 lx	70 VA	
	—	T字路(2車線×2車線) 10 lx	70 VA	
	—	T字路(4車線×2車線)20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	—	T字路(4車線×2車線)15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	—	T字路(4車線×2車線)10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	—	Y字路(4車線×2車線) 20 lx	125 VA	
—	Y字路(4車線×2車線) 15 lx	95 VA		
—	Y字路(4車線×2車線) 10 lx	70 VA		
v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx	180 VA		
—	歩行者の背景を照明する方式 10 lx	95 VA		
w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx	180 VA		
—	歩行者の自身を照明する方式 10 lx	95 VA		

- 備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成 27 年 3 月 国土交通省)による。
- 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。
- 3 電球色 LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の 1.2 倍の値を標準とする。

Part III CASBEE-戸建(新築)の解説・資料

表2 トンネル照明器具(基本照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40(km/h) 2 車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40 VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50(km/h) 2 車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50 VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60(km/h) 2 車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	x	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	y	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 向合せ	40 VA
	z	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 向合せ	65 VA
高速自動車国道等	dd	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	ee	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 向合せ	95 VA

備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)」(平成 27 年 3 月 国土交通省)による。
2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具(入口照明)の標準皮相電力

種 別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

備考)「種別」は高圧ナトリウムランプ相当の LED トンネル照明器具をさす。

中央分離帯ブロック	再生プラスチック製 中央分離帯ブロック	【判断の基準】 ○再生プラスチックが原材料の重量比で 70%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 ②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。
-----------	------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401(再生プラスチック製中央分離帯ブロック)に適合する資材は、本基準を満たす。

タイル	セラミックタイル	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で 20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③土壌の汚染に係る環境基準(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したものに於いて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壌汚染対策法(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号)に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したものに於いて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="587 667 1353 1301"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>採石及び窯業廃土</td><td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>無機珪砂(キラ)</td></tr> <tr><td>鉄鋼スラグ</td></tr> <tr><td>非鉄スラグ</td></tr> <tr><td>鋳物砂</td></tr> <tr><td>陶磁器屑</td></tr> <tr><td>石炭灰</td></tr> <tr><td>廃プラスチック</td></tr> <tr><td>建材廃材</td></tr> <tr><td>廃ゴム</td></tr> <tr><td>廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)</td></tr> <tr><td>製紙スラッジ</td></tr> <tr><td>アルミスラッジ</td></tr> <tr><td>磨き砂汚泥</td></tr> <tr><td>石材屑</td></tr> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>熔融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td></tr> <tr><td>上水道汚泥</td><td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>湖沼等の汚泥</td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂(キラ)	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																										
無機珪砂(キラ)																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材																											
廃ゴム																											
廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											
建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①複層ガラスを用いたサッシであること。</p> <p>②二重サッシであること。</p> <p>③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> <p>②エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令第23条の2第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>																									
備考)「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成 26 年 11 月経済産業省告示第 234 号)、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成 26 年 11 月経済産業省告示第 235 号)による。																											
製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p>																									

Part III CASBEE-戸建(新築)の解説・資料

	集成材 合板 単板積層材 直交集成板	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。 ②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。
--	-----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

フローリング	フローリング	【判断の基準】 ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ④居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。 【配慮事項】 ①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材(基材に木材を使用しない場合に限る。)である原木は除く。 ②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。
--------	--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
- ア. 基材に木材を使用したものにあつては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
- イ. 上記ア以外の物品にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 5 判断の基準③にある「基材に木材を使用した場合」及び、配慮事項①にある「(基材に木材を使用しない場合に限る。）」、備考4のイにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。

再生木質 ボード	パーティクルボード 繊維板	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せず、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源、間伐材である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
	木質系セメント板	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せず、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>

- 備考)
- ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460による。
 - パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
 - 木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勧奨すること。木材関連事業者以外にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。
 - 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908及びA 5905で規定されるF☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

木材・プラスチック 複合材製品	木材・プラスチック再 生複合材製品	<p>【判断の基準】</p> <p>①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。</p> <p>②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。</p> <p>③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p>
--------------------	----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 備考)
- 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、都市公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
 - 判断の基準①②及び③については、JIS A 5741で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
 - 判断の基準①③及び④については、JIS A 5741で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2リサイクル材料等の含有率区分R60,R70,R80及びR90は本基準を満たす。

PartⅢ CASBEE-戸建(新築)の解説・資料

ビニル系床材	ビニル系床材	【判断の基準】 ○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。
--------	--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考)JIS A 5705(ビニル系床材)に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	【判断の基準】 ○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①フロン類が使用されていないこと。 ②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 【配慮事項】 ○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材及びロックウール断熱材については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。
-----	-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考)1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。

- 2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」(平成25年12月経済産業省告示第270号)による。

(参考資料 4)ライフサイクル CO₂ 評価のための「標準モデル住宅」

「建設」「修繕・更新・解体」のCO₂評価に用いた「標準モデル住宅」の設定条件を示す。

概要:

地上2階建て

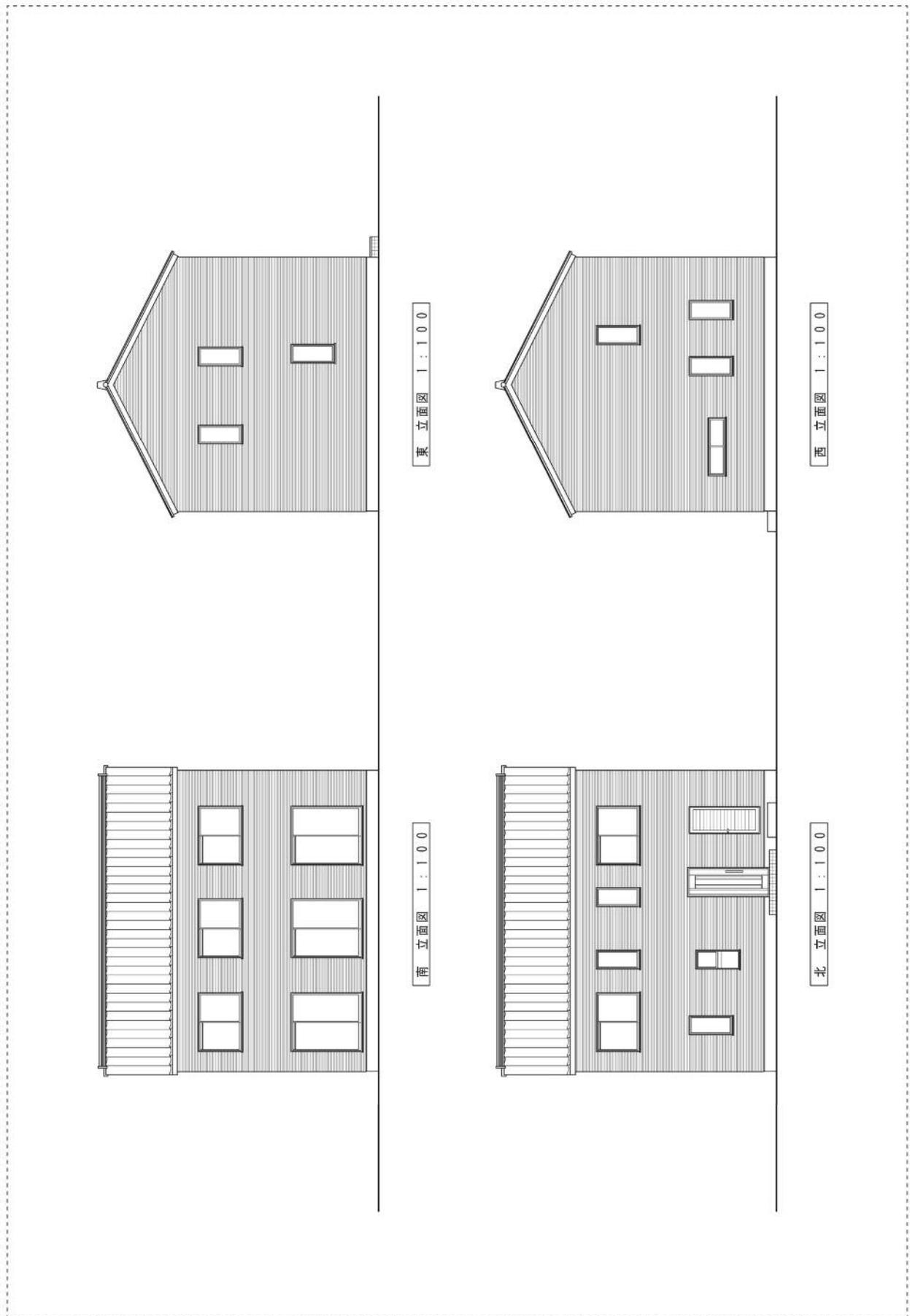
延べ床面積125.86m²(1、2階とも62.93m²)

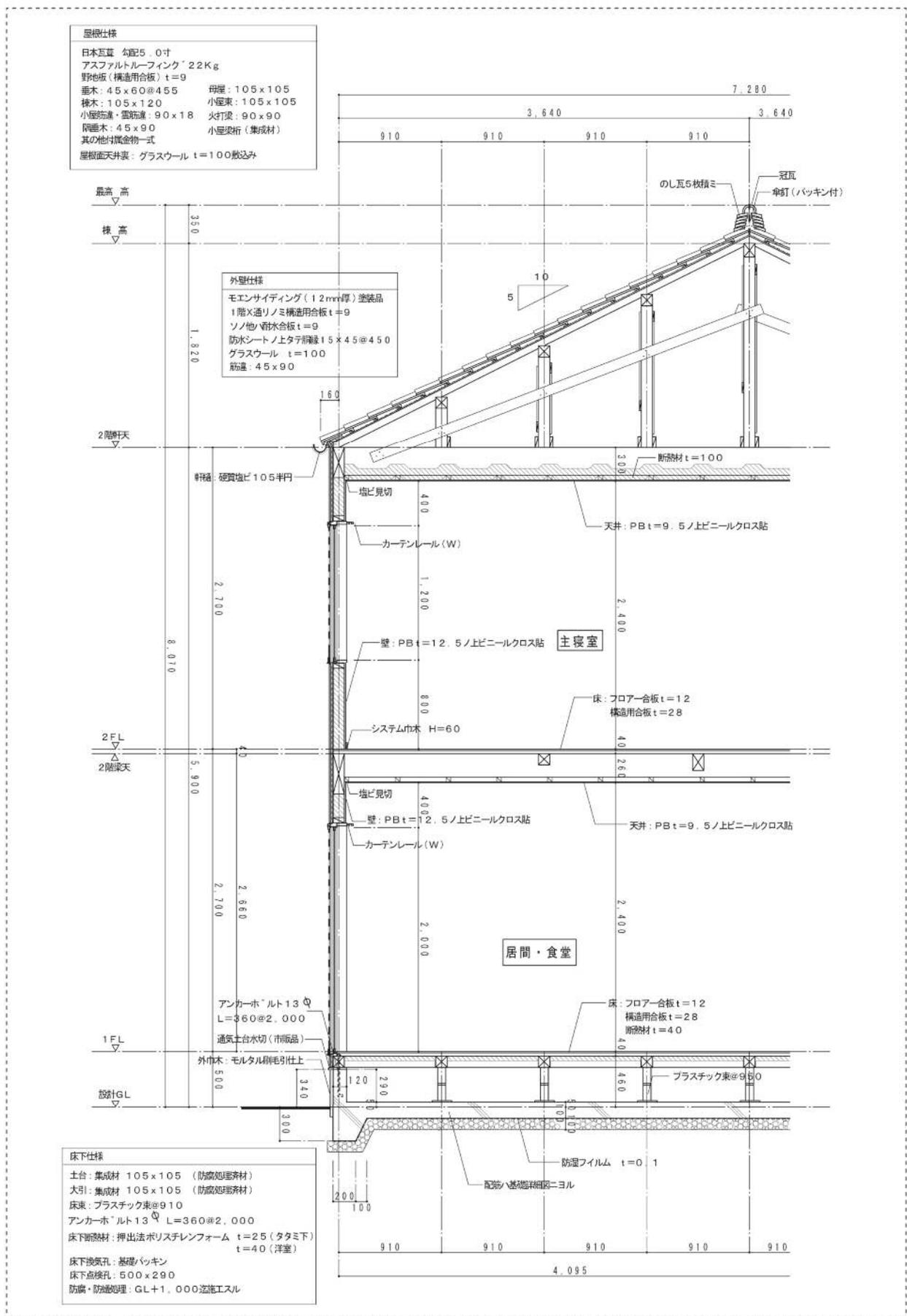
構造:木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3構造それぞれを想定

構造	情報	ページ番号
木造(軸組み構法)	平面図	224
	立面図	225
	矩計図	226
	仕様書	227
鉄骨造(重量鉄骨ラーメン構法)	平面図	228
	立面図	229
	矩計図	230
	仕様書	231
鉄筋コンクリート造(壁式構法)	平面図	232
	立面図	233
	矩計図	234
	仕様書	235

【木造】







外部仕上表

部位	仕様	基礎	基礎	基礎	天井	天井	屋根	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
外装壁	壁面	基礎	基礎	基礎	天井	天井	屋根	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	基礎	基礎	基礎	基礎	天井	天井	屋根	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	基礎	基礎	基礎	基礎	天井	天井	屋根	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	基礎	基礎	基礎	基礎	天井	天井	屋根	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	基礎	基礎	基礎	基礎	天井	天井	屋根	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	基礎	基礎	基礎	基礎	天井	天井	屋根	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	基礎	基礎	基礎	基礎	天井	天井	屋根	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	基礎	基礎	基礎	基礎	天井	天井	屋根	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	基礎	基礎	基礎	基礎	天井	天井	屋根	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	基礎	基礎	基礎	基礎	天井	天井	屋根	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
基礎	基礎	基礎	基礎	天井	天井	屋根	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他	

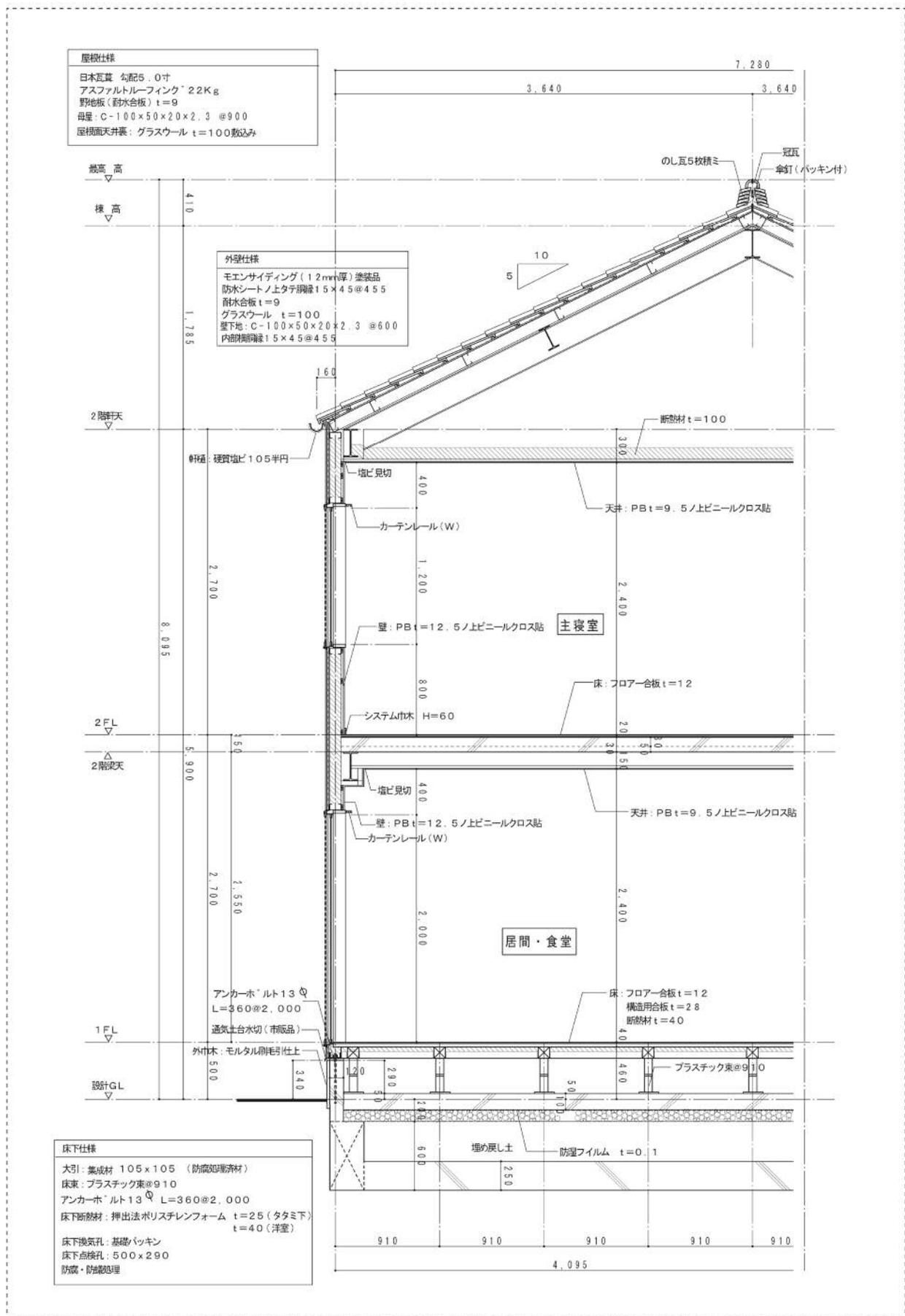
内部仕上表

階	部	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
1F	玄関	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	ホール・廊下	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	廊下	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	洗面	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	トイレ	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	浴室	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	キッチン	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	リビング	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	ダイニング	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	寝室	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
2F	ホール	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	洗面	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	トイレ	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	浴室	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	キッチン	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	リビング	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	ダイニング	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	寝室	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	子供部屋	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他
	書斎	床	天井	壁	天井	天井	屋根	躯体仕上	備考	設備工事	その他

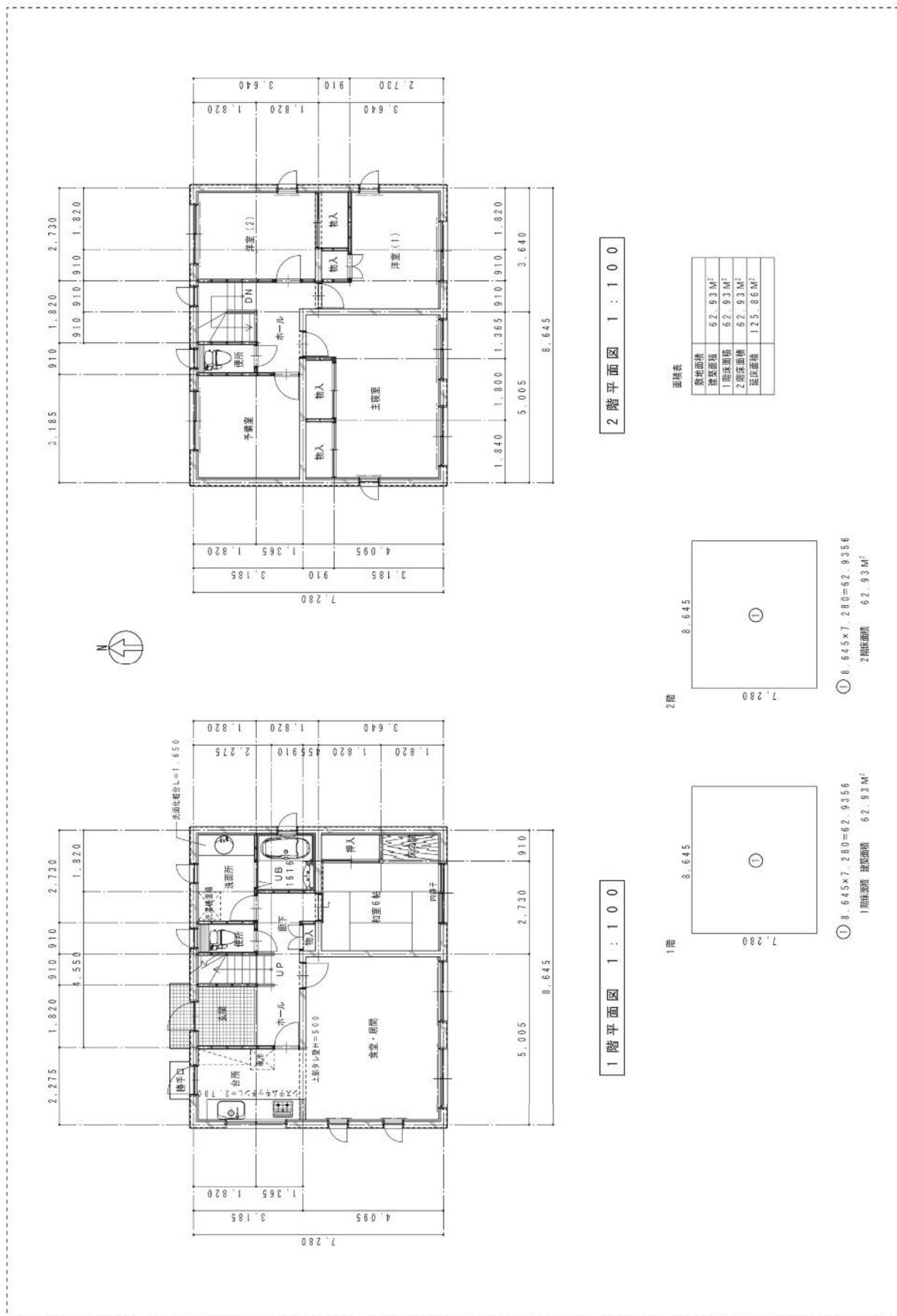
【鉄骨造】



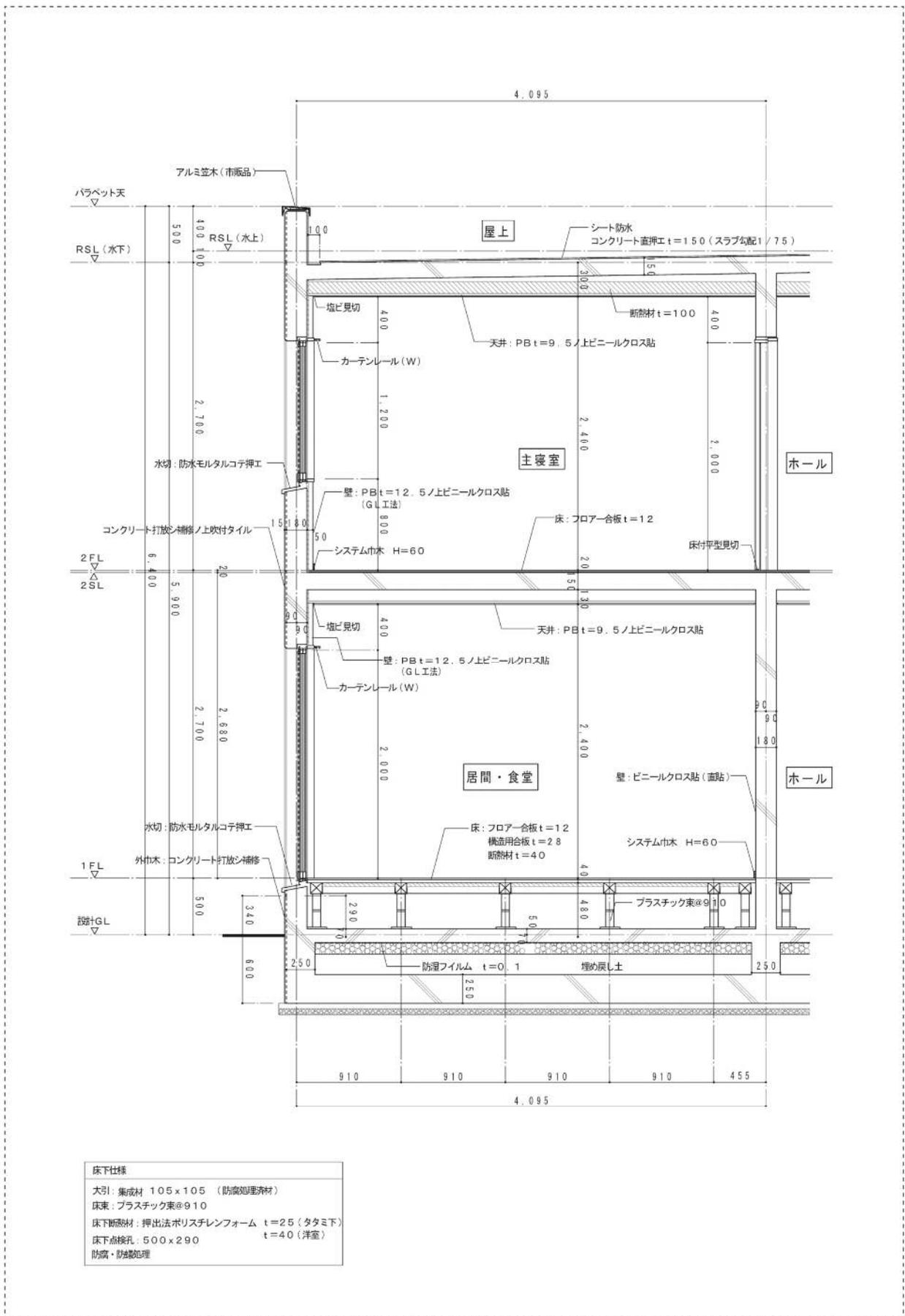




【鉄筋コンクリート造】







外装仕上表

屋上	仕上材	床	巾木	壁	天井	屋根	屋根材仕上	開口	窓	その他
外周壁	コンクリートスラブ配筋 1/7.5 アルミ(雨庇品) ルーフトレンチ7.5 タ子種φ7.5 積層並 グラスウール(100mm厚)	コンクリートスラブ配筋 1/7.5 アルミ(雨庇品) ルーフトレンチ7.5 タ子種φ7.5 積層並 グラスウール(100mm厚)	基礎 外周壁 1階床下							
内装材	コンクリートスラブ配筋/上吹付タイル プラスチックボード(12.5mm)	コンクリートスラブ配筋/上吹付タイル プラスチックボード(12.5mm)	天井(1.6GS) 通面 遮断 その他							
開口	アルミサッシ	アルミサッシ	アルミサッシ	アルミサッシ	アルミサッシ	アルミサッシ	アルミサッシ	アルミサッシ	アルミサッシ	アルミサッシ

内装仕上表

階	室名	床	巾木	壁	天井	屋根	屋根材仕上	開口	窓	その他	
1F	玄関	超断熱タイル100×100	超断熱タイル100×100 システム材	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)	
	ホール・廊下	フロー合板 712貼 (構造用合板φ=28下地)	システム材 H=60	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)	
	廊下・倉庫	フロー合板 712貼 (構造用合板φ=28下地)	システム材 H=60	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)	
	台所	フロー合板 712貼 (構造用合板φ=28下地)	システム材 H=60	PB 712.5下地 ビニールクロス貼 超断熱キッチパネル	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)	
	和室	スタイロタタミ敷 755 (構造用合板φ=28下地)	タタミ等	PB 712.5下地 和紙ビニールクロス貼	杉合板ラミネート床目天井	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)	
	床の間	和紙・ケヤキ無垢材 755貼 (構造用合板φ=28下地)	無垢材	PB 712.5下地 和紙ビニールクロス貼	杉合板ラミネート床目天井	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)	
	洗面所	フロー合板 712貼 (構造用合板φ=28下地)	システム材 H=60	新木PB 712.5下地 ビニールクロス貼 (防かじ)	新木PB 712.5下地 ビニールクロス貼 (防かじ)	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)	
	便所	フロー合板 712貼 (構造用合板φ=28下地)	システム材 H=60	新木PB 712.5下地 ビニールクロス貼 (防かじ)	新木PB 712.5下地 ビニールクロス貼 (防かじ)	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)	
	浴室	ユニットバス (1616)									
	ホール	フロー合板 712貼 (コンクリート敷貼)	システム材 H=60	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)	
	主寝室	フロー合板 712貼 (コンクリート敷貼)	システム材 H=60	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)	
	洋室(1)	フロー合板 712貼 (コンクリート敷貼)	システム材 H=60	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)	
	洋室(2)	フロー合板 712貼 (コンクリート敷貼)	システム材 H=60	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)	
	手籠室	フロー合板 712貼 (コンクリート敷貼)	システム材 H=60	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)	
便所	フロー合板 712貼 (コンクリート敷貼)	システム材 H=60	新木PB 712.5下地 ビニールクロス貼 (防かじ)	新木PB 712.5下地 ビニールクロス貼 (防かじ)	PB 712.5下地 ビニールクロス貼	特記ナキ親/塩ビ製品	浮動開口枠 和窓開口枠	その他 浮動開口枠 和窓開口枠	新木プラスチックボード(12.5mm) プラスチックボード(12.5mm)		
納戸	KSAコーディネートシリーズ										
納入庫	コンクリート 79										

あとがき

本研究は、国土交通省住宅局支援の下、一般社団法人日本サステナブル建築協会内に設置された産官学連携による「建築物の総合的環境評価研究委員会」(委員長:村上周三(一財)建築環境・省エネルギー機構理事長)の活動成果の一部であり、この成果が今後、より多方面で活用され、持続可能な社会の構築に寄与することを期待するものである。

2018年3月現在(順不同)

<建築物の総合的環境評価研究委員会>

委員長:村上周三(建築環境・省エネルギー機構 理事長)、副委員長:伊香賀俊治(慶應義塾大学)、幹事:林立也(千葉大学)、委員:赤司泰義(東京大学)、浅見泰司(東京大学)、岩村和夫(東京都市大学)、清家剛(東京大学)、坊垣和明(東京都市大学)野城智也(東京大学)、峯村高志、中野美智子(以上、国土交通省)、澤地孝男、山海敏弘(以上、建築研究所)、渡邊美樹(都市再生機構)、海老原勉(東京都)、佐々木晴子(大阪府)、井上聡(中部電力)、太田勇(ミサワホーム総合研究所)、岡崎充隆(長谷工コーポレーション)、岡本泰英(東京電力エナジーパートナー)、織間正行(久米設計)、木虎久隆(関西電力)、木村敏郎(三井ホーム)、古閑幸雄(大林組)、笹本太郎(東京ガス)、佐藤正章(鹿島建設)、高井啓明(竹中工務店)、田中康夫(住友林業)、団栗知男(大阪ガス)、近田智也(積水ハウス)、豊原範之(大成建設)、野田一路(NTTファシリティーズ)、長谷川巖(日建設計)、長谷部弥(清水建設)、林哲也(積水化学工業)、福島朝彦(日本環境技研)、水口浩士(大和ハウス工業)、柳井崇(日本設計)、吉田昌司(三井不動産)、渡辺直哉(旭化成ホームズ)、事務局:遠藤純子(建築環境・省エネルギー機構)、八木一彰、早津隆史(以上、日本サステナブル建築協会)

<CASBEE 研究開発委員会>

委員長:村上周三(建築環境・省エネルギー機構)、副委員長:伊香賀俊治(慶應義塾大学)、幹事:林立也(千葉大学)、赤司泰義(東京大学)、岩村和夫(東京都市大学)、佐藤正章(鹿島建設)、清家剛(東京大学)、高井啓明(竹中工務店)、半澤久(北海道科学大学)、坊垣和明(東京都市大学)、野城智也(東京大学)、専門委員:秋元孝之(芝浦工業大学)、大黒雅之(大成建設)、小柳秀光(大成建設)、三井所清史(岩村アトリエ)、柳井崇(日本設計)、協力委員:北田透(国土交通省)、事務局:遠藤純子(建築環境・省エネルギー機構)、八木一彰、早津隆史(以上、日本サステナブル建築協会)

<すまい検討小委員会>

委員長:清家剛(東京大学)、幹事:近田智也(積水ハウス)、委員:秋元孝之(芝浦工業大学)、伊香賀俊治(慶應義塾大学)、岩村和夫(東京都市大学)、中島史郎(宇都宮大学)、樋山恭助(明治大学)、川田昌樹、本田卓也(以上、国土交通省)、池田浩和(工務店サポートセンター)、瀬野和広(設計アトリエ)、水口浩士(大和ハウス工業)、南雄三(南雄三事務所)、山口信逸(ポリテック・エイディディ)、山本正顕(長谷工コーポレーション)、事務局:八木一彰、早津隆史(以上、日本サステナブル建築協会)

<すまい(戸建)検討WG>

主査:秋元孝之(芝浦工業大学)、幹事:近田智也(積水ハウス)、岩前篤(近畿大学)、兼松学(東京理科大学)、清家剛(東京大学)、田中英紀(名古屋大学)、中野淳太(東海大学)、林基哉(国立保健医療科学院)、三浦尚志(建築研究所)、井上博之(大和ハウス工業)、井田浩文(東京電力エナジーパートナー)、大平昇(東京ガス)、亀尾研介(大阪ガス)、川上隆士(ミサワホーム総合研究所)、田中康夫(住友林業)、永井渉(三井ホーム)、林哲也(積水化学工業)、松元建三(積水化学工業)、木虎久隆(関西電力)、渡辺直哉(旭化成ホームズ)、協力委員:三井所清史(岩村アトリエ)、事務局:八木一彰、早津隆史(日本サステナブル建築協会)

研究体制

CASBEEの研究開発は、政府支援のもとに産官学共同プロジェクトとして立ち上げられ、一般社団法人日本サステナブル建築協会内に設置された、建築物の総合環境評価研究委員会および傘下の小委員会(下図参照)がその主体的な運営にあっている。

(2018年3月現在)

